3　裁判所は、前項の規定により当該弁護士と連署した書面の画像情報で届出がされた場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者及び弁護人」とあるのは、「被害者参加人及びその委託を受けた弁護士」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定による届出は、審級ごとにしなければならない。

6　第一項又は第二項の書面若しくはその画像情報又は電磁的記録に委託した行為を特定する記載又は記録がないときは、法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する全ての行為を委託したものとみなす。

7　［略］

8　［略］

（代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十七　法第三百十六条の三十四第三項（同条第七項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならない。

（選定された代表者の通知・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十八　［略］

（映像等の送受信による通話の方法による被害者参加人等の出席・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十九　裁判所は、法第三百十六条の三十四第五項（第二号に係る部分に限る。）に規定する方法によつて公判期日における手続を行う場合（被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、当該被害者参加人又はその委託を受けた弁護士に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

2　前項の規定は、公判準備において証人の尋問を行う場合について準用する。

（意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の四十　［略］

（意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の四十一　［略］

（決定の告知・法第三百十六条の三十三等）

第二百十七条の四十二　［略］

2　裁判所は、法第三百十六条の三十四第四項（同条第七項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならない。

3　裁判所は、法第三百十六条の三十四第五項（同条第七項において準用する場合を含む。第五十四第五項の申出をした者に通知しなければならない。

［新設］

［新設］

2　前項の規定による届出は、審級ごとにしなければならない。

3　第一項の書面に委託した行為を特定する記載がないときは、法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定するすべての行為を委託したものとみなす。

4　［同上］

5　［同上］

（代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十六　法第三百十六条の三十四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならない。

（選定された代表者の通知・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十七　［同上］

［新設］

（意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の三十八　［同上］

（意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の三十九　［同上］

（決定の告知・法第三百十六条の三十三等）

第二百十七条の四十　［同上］

2　裁判所は、法第三百十六条の三十四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならない。

［新設］